



別所憲法9条の会 たより

2025年10月 第205号

日本国憲法の前文の文言はたいへん美しいのですが、それがゆえにかえってわかりにくいと思います。わたしの頭にはするつとはいってきません。崇高な内容ですが、皆にわかってもらわなければなりませんね。2010年に亡くなった井上ひさし氏が翻訳した(?)「前文」を見つけました。子どもにわかるようにとの意図で書かれたものですが、わたしも助かります。以下、部分的に紹介します。

国民が皆、ひとつところに集まって 話し合うことはできないし、たとえできたとしても やかましくてなにがなんだかわからなくなるだろう。そこで私たち国民は 決められたやり方で「代わりの人」を選び、その人たちを国会に送って どうすれば私たちの未来がより良いものになるか、それをよく話し合ってもらうことにした。<略>

私たちが同じ願いをもつ 世界のほかの国の人たちと 心をつくして話し合い、そして力を合わせるなら かならず戦(いくさ)はいらなくなる、私たちはそのようにかたく 覚悟を決めたのだ。<略>

私たちは代わりの人たちに 国を治めさせることにした。その人たちに力があるのは 私たちがまかせたからであり、その人たちがつくりだした値打ちは 私たちのものである。それは世界のどこもそうであって、この憲法もその考えをもとにしている。私たちは、この原則にあわないものは なんであれ、はねのけることに決めた。

日本国のことばは、国民であるわたしたちが決め、ほかの国の人になろうとしたり 家来になろうとしたりせずにどこの人たちとも 同じ態度でつきあうことを誓う。

わたしたち地球民がイスラエルの虐殺を止められない現状を前に虚しく聞こえる箇所もありますが、今一度噛みしめなければと思います。

ちひろ美術館が作った朗読動画があります。
いわさきちひろの絵をふんだんに用い、斎藤とも子が朗読しています

ここをクリックするか、
右のQRコードを読み取ってください



10月の例会

日 時 10月27日(月) 13:30~16:00

お待ちして
おります

場 所 長池公園自然館 会議室

参加費 300円

[リンク先で関連資料をごらんいただけます。](#)

ドキュメンタリー『考えてみよう靖国問題』を上映します。
2006年(24分)

「靖国神社は宗教施設ではなく軍事施設だと聞いたら驚くのではないか。現代においても、追悼のための施設とは言がたい側面があるのです。ドキュメンタリー映像『あんによん・サヨナラ』を制作する過程で得られた証言や解説を再編集しました。靖国神社の本質を学ぶための学習ビデオとなっています。」

堀之内駅前での宣伝

10/20(月)

10:00~11:00

核兵器禁止

大軍拡・戦争への道反対

八王子アクション

10/13(月休) 14:00~

JR八王子駅前

19日議員会館前行動

10/19(日) 14:00~

衆議院第2議員会館前
安保法制強行採決から10年

講演

ダニー・ネフセタイ氏 非戦を訴える元イスラエル兵
「なぜ戦争になるのか?」 参加費:500円

10/26(日)10:00~12:00 北野市民センター8Fホール 京王線北野駅前

チラシへ



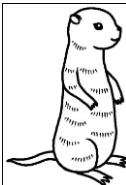
9月例会の報告

731部隊元少年隊員の清水英男さんの証言ビデオが上映されました。14歳の少年が中学校の教師の勧めで何をする所か何も知らずに731部隊に。そこでホルマリン漬けにされた人体を見て驚き、さらに本人も人体実験にさらされたと思われる体験もしながら、終戦で帰国した。

[動画サイトへ
リンクしています](#)

長い沈黙を破り当時の体験を話し始めた。ハルピンに出向き「謝罪と不再戦平和の碑」の前に手を合わせ、迎えた中国人の人に詫びる姿は彼も被害者、詫びるべきは日本政府そして私たちと深く思う時間でした。日本の加害の歴史を真実として知らせることの大切さを改めて感じ、この会でも課題にしたいと思います。(関)





憲法を変えるってどういうこと？

そもそも憲法とはなんだ～？

Q. なぜ憲法がひつようのですか？

A.社会を秩序あるものにするために法律があります。人と人が衝突せず、お互いの自由や権利が尊重されるようにするためにです。人と国の関係にも同じことがいえます。国は強い力を持っており、私利私欲のために暴走した為政者に苦しめられた歴史を、民衆は何度も経験してきました。国の主権者は国民であり、基本的人権をまもり、平和に暮らすことができるよう、国家が「やっていいこと」と「やってはいけないこと」を憲法で定めたわけです。憲法とは国の権力を拘束する規範である、これを立憲主義と言います。

Q. 日本国憲法の特徴は何ですか？

A.国の暴走から国民の基本的人権をまもり、私たちが平和に暮らるために、1)国の政治のあり方を最終的に決める権限は国民にある《国民主権》、2)権利は保障されるのが原則《基本的人権の尊重》、3)人々が平和的に生存する権利を守る《平和主義》が定められ、これらを日本国憲法の三大原則と呼んでいます。

Q. なぜ日本国憲法は平和憲法と呼ばれるのですか？

A.戦争はいつも自衛を理由に始められます。国が戦争をして、死ぬのは国民です。そうならないよう、国が戦争する権利と戦争による死を国民に強制することを排除するものだからです。さらに、前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」は、私たち日本国民だけでなく、世界中の人々が、戦争のみならず、飢餓、貧困、差別、抑圧、搾取、生態系破壊などの構造的暴力から解放されることを目指していることが大きな理由です。

Q. 憲法を変えてはいけないのですか？

A.そんなことはありません。しかし変えなければいけないのかは深く考える必要があるでしょう。憲法は日本という建物の土台みたいなものです。時代のニーズに合わせた変更、たとえば車椅子のためにバリアフリー化が必要だとしても、建物全体を建て替える必要はありません。

Q. 憲法を時代の細かなニーズに合わせるにはどうしますか？

A.たとえば、アメリカ合衆国憲法は1787年に作成され、今日まで200年以上、一度も改定されていませんが、時代に合わせた修正条項によって手直しされてきました。元の憲法は奴隸制を認め、黒人にも女性にも参政権はありませんでしたが、奴隸制は修正第13条で廃止され、黒人参政権は15条で、女性参政権は19条で認めされました。18条で制定された禁酒法は21条で廃止されています。つまり、必要があれば修正条項や追加条項で対応できるのであって、憲法全体をつくりかえる必要はないのです。

今回はシリーズもの第一弾です。

